

[報酬等に関する開示事項]

開示対象となる主要な連結子法人等に該当する子会社及び関連会社はないことから、単体開示・連結開示ともに同一となります。

1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりです。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いています。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としています。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はいません。

(ア)「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当ありません。

(イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除することで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っています。

(ウ)「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループの業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者です。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しています。株主総会で決議された取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の個人別の配分については、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定されています。また、監査等委員である取締役の報酬の個人別の配分については、監査等委員である取締役の協議に一任されています。

なお、取締役の報酬については、2021年2月25日開催の定例取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数(2022年4月～2023年3月)
指名・報酬諮問委員会(岩手銀行)	2回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行にかかる対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

○報酬等に関する方針について

当行は対象役職員の報酬等に関する方針として、中長期的な企業価値の向上を通じて、「地域社会の発展に貢献する」、「健全経営に徹する」という当行の経営方針に基づいて、役員報酬制度を設計しています。具体的には、役員の報酬等の構成を、

・確定金額報酬 ・役員賞与 ・株式報酬型ストックオプション

としています。

確定金額報酬は、定時株主総会終了後の取締役会及び監査等委員会において、支給対象者の職務、経験等に徴し、報酬月額を決定しています。役員賞与は、当事業年度の決算短信に公表している個別業績予想の当期純利益および役員の業績貢献度を総合的に勘案して金額を決定しています。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役及び社外取締役を対象外としたうえで、より長期的な企業価値の創出を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しています。

3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっています。

また、対象従業員等の報酬等の決定にあたっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっています。

4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自 2022年4月1日 至2023年3月31日)

区分	人員	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の 総額	株式報酬型 ストック オプション	賞与	退職慰労金
対象役員 (除く社外役員)	11	290	223	46	20	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 支給人員には、2022年6月22日開催の第140期定時株主総会をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記には、当年度に繰入した役員賞与引当金及び株式報酬型新株予約権を含めております。
3. 株式報酬型ストックオプションの権利行使期間は以下のとおりです。なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社岩手銀行第1回新株予約権	2013年7月25日から2043年7月24日まで
株式会社岩手銀行第2回新株予約権	2014年7月25日から2044年7月24日まで
株式会社岩手銀行第3回新株予約権	2015年7月24日から2045年7月23日まで
株式会社岩手銀行第4回新株予約権	2016年7月26日から2046年7月25日まで
株式会社岩手銀行第5回新株予約権	2017年7月27日から2047年7月26日まで
株式会社岩手銀行第6回新株予約権	2018年7月26日から2048年7月25日まで
株式会社岩手銀行第7回新株予約権	2019年7月26日から2049年7月25日まで
株式会社岩手銀行第8回新株予約権	2020年7月28日から2050年7月27日まで
株式会社岩手銀行第9回新株予約権	2021年7月28日から2051年7月27日まで
株式会社岩手銀行第10回新株予約権	2022年7月26日から2052年7月25日まで

5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。